

北杜市小規模多機能型居宅介護事業者公募 質疑応答書

令和4年5月23日

質 問 事 項	回 答
<ul style="list-style-type: none">サービス高齢者住宅の併設は、可能ですか。また、併設可能の場合、居室数の制限はありますか。	<ul style="list-style-type: none">併設することは可能ですが、今回の公募に係る整備対象は、小規模多機能型居宅介護事業所のみとなるので、併設する施設との区別が必要です。 居室数の制限については、山梨県建築住宅課に問い合わせてください。

担当：北杜市役所 福祉保健部 介護支援課 介護保険担当